

令和4年度

学校いじめ防止基本方針



〒593-8314 堺市西区太平寺323

TEL 072-299-9500

FAX 072-293-2663

URL <http://www.osaka-c.ed.jp/fukuizumi>

大阪府立福泉高等学校

(全日制課程)

目次

1.「いじめ」に対する基本的な考え方	1
2.「いじめ」防止に関する基本方針	1
3.「いじめ」の定義	1
4.「いじめ」の留意点と具体例	1
5.「いじめ」の理解	2
6.「いじめ」に対する取り組み	3
(1)いじめの未然防止	3
(2)いじめの早期発見	5
(3)迅速・適切な対応	6
(4)被害生徒及び保護者への支援	7
(5)加害生徒への指導又はその保護者への助言	7
(6)ネット上のいじめへの対応	8
(7)いじめ解消の定義	8
7.重大事態への対処	9
8.組織的な指導体制	11
9 問題行動への対応チャート	13
記録シート	20
相談機関	21
掲示物	22

1. 「いじめに」に対する基本的な考え方

いじめは全ての生徒に関する問題であり、その対応は学校における重要課題である。本校の基本姿勢として、いじめ問題を克服するために当事者意識をもって、いじめ防止等に取り組む。すべての生徒が「安全・安心な学校生活を送れる」事ができるように学校の内外を問わず、いじめが生起しない環境をつくりあげる。

すべての生徒に「いじめを行わず、いじめを認識しながら放置しない」こと、「いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為」である事を理解させる。

いじめを受けた生徒の「生命、心身を保護することが重要である事」を認識し学校、生徒、保護者及び関係者の連携の下、いじめ問題に取り組む。

2. 「いじめ」防止に関する方針

いじめ問題への対策を組織で進めるために、いじめの定義を明確にし「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」、「いじめ解消の定義」等を明確・具体的なものにするため、本校の基本方針を策定する。

3. 「いじめ」の定義

いじめ防止対策推進法(以下、「法」という)第2条には、「『いじめ』とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

4. 「いじめ」の留意点と具体例

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努める。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、「いじめ」であるため、いじめ対策組織への情報共有は当然必要である。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

5. 「いじめ」の理解

いじめは、どの子どもにも、起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序や閉鎖性など）や、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、それらの生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

6. 「いじめ」に対する取り組み

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) 迅速・適切な対応
- (4) 被害生徒及び保護者への支援
- (5) 加害生徒への指導又はその保護者への助言
- (6) ネット上のいじめへの対応

(1) いじめの未然防止

ア) 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進める。

とりわけ学校では、生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組を、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進する。

イ) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで管理職や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

ウ) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのよ

うな影響を与えるかを判断して行動でき力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

エ) いじめが生まれる背景と教職員の指導

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見えたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障がい(発達障がいを含む)について、理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

オ) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む。幅広く長く多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

カ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進(生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相

談箱の設置など)する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクリ)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹する。

(2)いじめの早期発見

ア)考え方(小さな変化を見逃さない・情報を共有し迅速に対応する)

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持つことが何より大事である。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

特に、暴力を伴わないいじめの場合、発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応する。

イ)措置

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生

徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配り、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

(3) 迅速・適切な対応

ア) 考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

イ) 措置

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策チーム」で直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 被害生徒及び保護者へへの支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室指導したり、状況に応じて出席停止にしたりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(5) 加害生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲

戒を加える。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、深刻且つ拡散性が極めて高い。誹謗中傷等の訴えに対してその内容を確認し、内容の保存をする。ネット上でいじめが発見された場合、迅速に被害生徒への心のケア、被害拡大を防ぐため加害者に削除を行わせ、閲覧した生徒たちも可能な限り特定し、削除を呼びかける。犯罪への関与が疑われる場合、関係諸機関に届け出る。サービス提供者に対して、悪質な内容削除の依頼をする。

(7) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっている。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないよう対策を講じる。

そのため、府、学校の設置者、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合は記されている。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) ・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手する。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに学校の設置者(府教育庁または学校法人等)に報告し、学校の設置者は、速やかに知事に事態発生について報告を行う。

府立学校 → 府教育庁 → 知事

私立学校 → 学校法人等 → 府教育庁 → 知事

(3) 調査の主体と組織

府教育庁及び学校法人は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。府教育庁及び学校法人は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②学校の設置者(府教育庁及び学校法人等)が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な

結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者が調査を行う。

府教育庁が行う場合は、府教育庁内に設置された附属機関「大阪府立学校いじめ防止対策審議会」が行う。

(4) 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、学校の設置者を通じて知事に報告する。また、学校の設置者が主体となった場合も、学校の設置者が、知事に報告する。

府立学校 → 府教育庁 → 知事

また、学校又は学校の設置者(府教育庁)は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

(5) 知事による再調査等

・再調査の方法

- ① 4の調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに報告結果について再調査を行う。
- ② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、「大阪府立学校等のいじめの重大事態に係る再調査委員会」を設置して行う。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(6) 再調査の結果を踏まえた措置等

知事は、府立学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、府立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

8. 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ対策チーム」で情報を共有し、組織的に対応し、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(1) 名称

「いじめ対策チーム」

(2) 構成員

教頭・首席・人権教育推進委員長・各学年担当者

(3) 定例会議

毎週 水曜6限

(4) 役割

ア 未然防止

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。

イ 早期発見・事案対処

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

○ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。

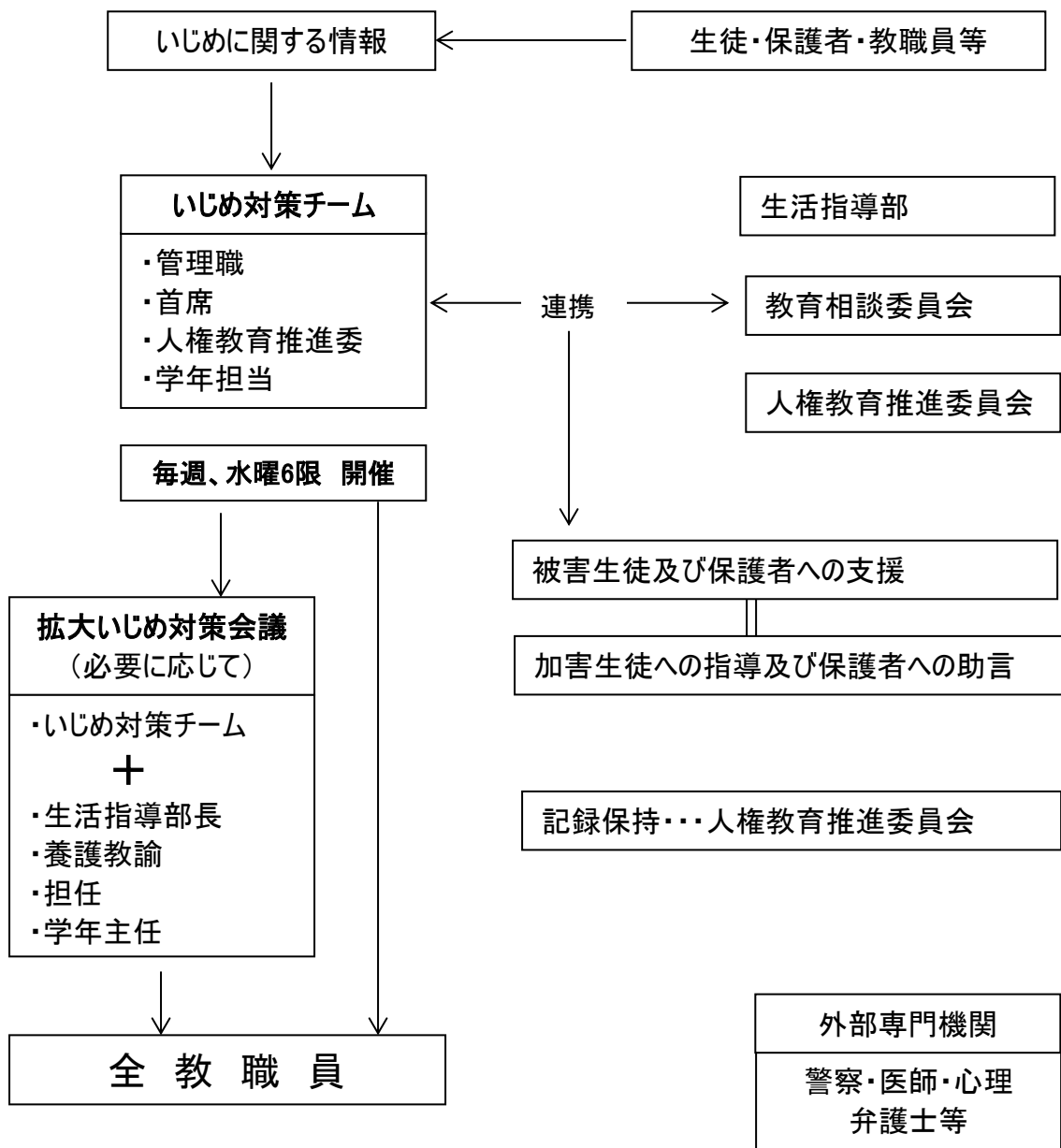
○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。

- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

-----組織図-----



記入日

年

月

日

() 曜日

記録シート

記録者

	年組番	氏名	性別		年組番	氏名	性別
		1915	福泉 太郎		男		1918
被害者	①			加害者	ア		
	②				イ		
	③				ウ		
	④				エ		
	⑤				オ		

H 年 月 日 () 発生・H 年 月 日 () 発覚

事象内容

被害者及び保護者への支援内容

加害者及び保護者への指導・助言内容

クラス・学年・全校生徒への指導

--

教職員の周知（担任会・学年会・教育相談委員会・補導委員会・職員会議等）

--

相談案内

- 校内の相談窓口 人権教育推進委員会 委員長 菅 _____
各学年担当（いじめ対策チーム）
1年 奥本弘 2年 越智 3年 田丸
072-299-9500

- すこやか教育相談24 0120-0-78310
24時間対応 *IP 電話はつながりません。

- 大阪府教育センター
すこやかホットライン 06-6607-7361
Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
午前9時30分～午後5時30分 月～金曜日（祝日・休日は除く）

- 子ども家庭相談室 06-4394-8754
午前10時～午後8時 月・火・木曜日（祝日・休日は除く）

関連資料

- ◇ いじめ防止対策推進法(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm
- ◇ いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/05/1304156_02_2.pdf
- ◇ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf
- ◇ いじめ防止指針(大阪府)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/ijimebousisisin.html>
- ◇ いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ(大阪府)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ いじめ対応プログラム実践事例集(大阪府)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム(大阪府)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ 5つのレベルに応じた問題行動へのチャート(大阪府)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html>

いじめ絶対アカン！

「いじめ」とは、

「人間関係のある者から、**心理的、物理的な攻撃**を受けたことにより、**精神的**な苦痛を感じているもの。」起こった場所は**学校の内外を問わない**。

• **身体的ないじめ** しんたいてき 殴る、引っかく、押す、ぶつかる、物でたたく、蹴る等
(遊ぶふりを含む)

• **物質的ないじめ** ぶつしつてき 物を隠す、かくす落書きをする、取り上げる、こわす壊す等。

• **無視** むし 仲間はずれ、なかま 集団による無視をする

• **嫌なことを強要する** いや 万引きの強要、きょうよう 親の金を盗んでこさせる、パシリ、別の誰かをいじめさせる等。

• **陰口、噂を流す** かげぐち 本人に聞こえないところで言う、うわさ わざと聞こえるように言う。ほんにん 悪口などを噂として流す。

• **笑いものにする** わらい ひやかす、からかう、ばい菌 扱い、しんたいてきとくちょう 身体的特徴を大声
で言う、しげき コンプレックスを刺激するあだ名をつける等して笑いものにする。おおごえ など

• **性的ないじめ** せいてき 服を脱がせる、ふく 嫌がらせで触れる (性的接触)、ぬがせる 性別や身体的特徴に関する悪口を言うなど。いやがらせ ふれる せい

• **ネットいじめ** けいじばん ネット上の掲示板、SNS、LINE 等での誹謗中傷。ひほうちゅうしょう

• **暴言** ぼうげん 言葉の暴力。ことば ぼうりょく • **妨害** ぼうがい やりたいことをさせない。